

行政不服審査会に関する規定の対照表

○附属機関条例

	美幌町(条例)	国(法令)
設置	町長(法81条1項)	総務省(法67条1項)
名称	美幌町行政不服審査会(条例別表)	行政不服審査会(法67条1項)
所掌事務	行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。(条例別表)	同左(法67条2項)
定数	3人(条例別表)	9人(法68条1項)
構成	審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ法律又は行政に関して優れた識見を有する者(条例別表)	同左(法69条1項)
任期	3年(条例別表) 補欠は在任期間(条例6条1項ただし書)	同左(法69条4項)
再任	再任可(条例6条2項)	同左(法69条5項)
罷免	特別の理由(条例6条3項)	心身の故障、義務違反その他委員たるに適しない非行(法69条7項)
守秘義務	職務上の秘密に関する守秘義務(条例10条)	同左(法69条8項)
罰則	守秘義務違反に対し、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(条例15条)	同左(法87条)
役職・選任	会長・互選(条例別表)	同左(法70条1項)
会務・代理	会長が代表・会務総理、代理(条例7条3項、4項)	同左(法70条2項、3項)
専門委員	設置可(条例4条、9条)	同左(法71条)
会議	会長が招集、定足数過半数、議決過半数(条例8条)	同左(法72条、令20条)
事務局	総務部(条例別表)	総務省(法73条、令24条)

○過去実績

【平成26年度】 1件

・滞納処分に係る異議申立て(不服申立利益の消失による却下)【審査庁:町長】

【平成27年度】 2件

・固定資産課税台帳の登録価格に係る審査申出(棄却)【審査庁:固定資産評価審査委員会】

・固定資産税・都市計画税の賦課処分に係る異議申立て(棄却)【審査庁:町長】

【平成28～令和3年度】 0件

○その他

次に掲げる条例に基づく処分(不開示決定等)には、新法に基づく第三者機関の手続を適用せず、当面、情報公開・個人情報保護審査会と第三者機関とを併存する。

この場合、法9条1項ただし書に基づく適用除外の規定を次の条例に設ける。

- ・美幌町情報公開条例
- ・美幌町個人情報保護条例
- ・美幌町特定個人情報保護条例